

【臨時特別給付金（家計急変世帯）の申請について】

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯が対象です。

世帯全員の令和4年1月以降の任意の1か月の収入（給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入の合計）を12倍した額が、下記早見表の限度額以下となるかを、個人ごとに判定します。

※収入が証明できる書類をご用意ください。（給与明細等）

※給与収入は健康保険料や年金の保険料などが控除される前の総支給額となります。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	970,000円
扶養親族等を1名扶養	1,480,000円
扶養親族等を2名扶養	1,903,999円
扶養親族等を3名扶養	2,359,999円
扶養親族等を4名扶養	2,815,999円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円

≧

令和4年1月以降
任意の1か月の
給与収入
事業収入
不動産収入
年金収入
の合計

×12

※年金には、遺族年金、障害年金などの非課税の年金は含まない。
※失業手当等の非課税収入は収入に含まない。

全員が限度額以下であれば、給付金の対象世帯となります。



上記方法で該当とならなくても、控除をすることにより対象となる場合がありますので、下記の計算をしてください。

【給与収入の控除】

- ①Aの額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
- ②Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ③Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- ④Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

【事業収入の控除】

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
- ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

【公的年金等の控除】

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円

上記控除後の額が、下記早見表の限度額以下となるかを、個人ごとに判定します。

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	42.0万円
扶養親族等を1名扶養	93.0万円
扶養親族等を2名扶養	125.0万円
扶養親族等を3名扶養	157.0万円
扶養親族等を4名扶養	189.0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

≧

上記収入合計×12－控除額

世帯全員の収入等が、それぞれ限度額以下であれば、給付金の対象世帯となります。